

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和4年度第2回芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会
日時	令和5年3月20日(月)午後1時30分から3時30分
場所	芦屋市役所分庁舎2階大会議室
出席者	会長 平野 隆之 副会長 吉田 督 委員 岸本 和子、藤川 喜正、谷 仁、針山 大輔、三芳 学 杉江 東彦、倉内 弘子、安達 昌宏、中山 裕雅 欠席委員 川畑 香、上畑 真理 委員以外 芦屋市社会福祉協議会 三谷 百香、黒田 樹里 三田谷治療教育院 中野 美智子、佐藤 久愛 山の子会 若林 伸和、楠 正暢 グリーンコープ生活協同組合ひょうご 須藤 崇史 関係課 福祉部生活援護課 津賀 学
事務局	福祉部地域福祉課 吉川 里香、岡本 ちさと、上月 祐紀、横道 紗知
会議の公開	<input type="checkbox"/> 公開 ----- <input type="checkbox"/> 非公開 ■ 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者13人中11人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 配慮を要する内容を含むため議事(1)ア(ウ)のみ非公開とした。
傍聴者数	0人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 報告

ア 各事業における令和4年度の実績について

- (ア) 自立相談支援事業
- (イ) 家計改善支援事業
- (ウ) 就労準備支援事業
- (エ) 地域まなびの場支援事業

イ 「こえる場！」(2/2開催)の報告について

ウ 居場所の現状分析プロジェクトの取組報告について

エ 生活困窮者等支援プラットフォーム整備事業補助金の申請団体について

(2) 協議

ア 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会(意見交換会(12/15開催))の報告について

イ 多機関協働推進委員会への改編案について

(3) その他

2 提出資料(参考資料については画面共有で資料を提示)

- 事前資料1 自立相談支援事業の実績(令和4年12月末時点)
- 事前資料2 自立相談支援事業における令和4年度の実績
- 事前資料3 家計改善支援事業の実績(令和4年12月末時点)
- 事前資料4 家計改善支援事業における令和4年度の実績

- 事前資料 5 就労準備支援事業の実績（令和4年12月末時点）
- 事前資料 6 就労準備支援事業における令和4年度の取組
- 事前資料 7 地域まなびの場支援事業の実績（令和4年12月末時点）
- 事前資料 8 地域まなびの場支援事業における令和4年度の取組
- 事前資料 9 「こえる場！」ニュースレターVol. 8
- 事前資料 10 居場所の現状分析プロジェクト活動内容まとめ
- 事前資料 11 プラットフォーム整備事業補助金申請団体説明資料
- 事前資料 12 重層的支援体制整備事業実施計画
- 事前資料 13 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会（意見交換会）グループワークまとめ
- 事前資料 14 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会設置要綱改正案（新旧対照表）
- 当日配布資料 令和5年度予算概要一部抜粋

3 審議内容

（事務局 吉川）

ただいまより令和4年度第2回生活困窮者自立支援推進協議会を開催いたします。議事の進行は、平野会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

（平野会長）

早速ですが議事に入りたいと思います。お手元の次第に沿って進め、最終的に多機関協働推進委員会への改編については協議して合意形成をとることになりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。一括してご報告をお願ひいたします。

(1) 報告

ア 各事業における令和4年度の取組状況について

(ア) 自立相談支援事業

（社会福祉協議会 三谷）

自立相談支援事業のご報告を申し上げます。事前資料1、2をご用意ください。

新型コロナウイルス感染症がまだ続く中で事業を進めてまいりました。令和4年度から新たに外国人・外国籍の方のために、多文化共生センターとNGO神戸外国人救援ネットとの協働で「外国人のための生活相談会」を開催しました。令和4年5月から家計改善支援事業を開始しており、慢性的な赤字を抱えた世帯、借金がある世帯、病気や失業などにより収入減少した世帯など世帯が置かれている状況は様々ですが、相談員と共に世帯の家計の見直しをすることができました。令和4年度から取り組んでいる重層的支援体制整備事業は地域福祉課と一緒に実施計画を策定しました。この中に多機関協働の充実がありますが、専門職の連携をさらに深められるように各種会議体や機能の仕組みの充実に取り組んできました。今後は社会的孤立、孤独の解消、世帯アセスメントによる課題の把握と世帯の複合支援に積極的に取り組む必要があると考えています。地域生活において、一人一人が誰かとお互いにつながりあえるような社会参加支援、様々な専門職が多機関で協働して支援を提供するチーム支援、つながり続ける地域づくり支援を目指してまいります。

令和4年度においては、生活困窮の就労開拓の場のプロジェクトを立ち上げました。こちらは職員レベルのプロジェクトとして取り組みましたが、仕事の切り出しを行い、相談員と本人、職場でそれぞれの評価指標を作成し、市内の介護施設に仕事に行かせてもらえることになりました。また、生活保護の申請同行を必ずしていますが、社会的孤立やひきこもりの方は直ぐには就労に結びつかず、生活保護を申請せざるをえない状況です。生活保護になった場合はケースワーカーが支援を担当していきますが、就労準備支援事業のような取組が生活保護の方

でも利用できるようになるのが望ましいと感じています。生活保護制度にも就労支援はありますが、その中でも就労準備が難しいと感じており、今後すり合わせながら相互に利用できるような環境整備が望まれると感じています。

事前資料1の8ページ目をご覧ください。図表2-3、「主な困りごと種別」において「家計」が多く出ています。終結したケースもありますが、支援に至らなかったケースや中断したケースが多くあります。

コロナ禍で家計に困りごとがある方が自立相談支援機関を利用することでつながってきたことが多かったものの、コロナ特例貸付や住居確保給付金等支援策が終了すると連絡が途絶えてしまったり、積極的な支援を望まなかったりと支援が途切れてしまうケースが中断の数として出ています。今後、このような対象者へのアプローチが非常に重要になってくると思っておりますが、具体的な手立ては見えておりません。

続いて、事前資料1の10ページ目をご覧ください。自立相談支援事業における他事業との連携ですが、主に就労準備支援事業と共に「くろまつ」や「寄ってカフェ」の事業の周知・啓発にも取り組んでまいりました。また、毎年学校へ周知・啓発に行っていますが、今年からは家計改善支援事業の担当者も同行することで、出前講座の周知にもつながっています。高校生・大学生のうちから少しでも生活に困りごとを抱える方の窓口があることを知っていただくよう取り組みました。

11ページのその他機関・事業利用数では、様々な団体と連携しており、特に生活福祉資金の教育支援資金では、自立相談支援機関と社協の相談窓口を担っている部署が一体的に運用することで、生活困窮世帯の子どもの進学費用の貸付けを早期に取り組むことができました。

国際ソロプチミスト芦屋ほほえみ支援基金では、新たに思い出プロジェクトを行いました。従来は生活用品等の最低限の物品の購入を支援する目的として立ち上げましたが、子どもにとって心に残る思い出が必要ということで社会参加支援につながる七五三のお祝い写真を作成する取組を行いました。

事前資料2では、令和4年度を取組ということでまとめています。周知・啓発として、今後は自立相談支援機関だけではなく「気づきのポイントチェックシート」を早期発見の手立てとして重点的に取り組んでいきたいと考えています。

家計改善支援に関しては、自立相談がメインではなくなったので入口に関わることになりましたが、経済的に困窮している高齢者の相談が増えているというように感じています。年金収入だけでは生活していくことが困難なためアルバイトや仕送りがある方がいましたが、仕送りする子ども世帯が新型コロナウイルス感染症の打撃を受けた場合や、飲食店でアルバイトをされていた方も多々いますので、そのような方が打撃を受けたように感じます。高齢者の経済的な収入増は難しいため、課題があると感じています。地域での居場所・役割の部分では、「ひだまりの会」を継続的に開催し、少しずつ新たな参加者が増えてきています。家族支援のCRAFTも実施し、家族の関わり方をもう一度見直す取組をしてきました。

就労支援についてはハローワークと連携しており、令和4年度はコープこうべにもご協力いただき、「めーむひろば」で就労体験の場として活用しました。

(平野会長)

CRAFTについて、補足をお願いします。

(社会福祉協議会 三谷)

主に障がい分野から発生してきたものであり、家族支援のCRAFTという本を皆さんで読みながらひきこもりの方との関わり方について本人の家族とワークシートを用いて見直していくという取組です。

(平野会長)

その専門家に来ていただくということですか。

(社会福祉協議会 三谷)

来てもらいたいのですが、まずは研修を受けた相談員で取り組み、次の段階で本の著者である先生にきていただければと思っています。

(平野会長)

親や家族の考える視点を変えるということでしょうか。

(社会福祉協議会 三谷)

はい。どうしても負のイメージばかりになってしまうので、そこを少しずつ変えていくという働きかけになります。

(平野会長)

次回、この委員会が開催されるときにでも雰囲気共有していただきたいです。

ひきこもりの方々が必ずしも困窮しているかどうかという問題があり、この会議が今後幅広く広がっていく上で、世帯単位での支援が必ずしも困窮に限定しないことの象徴的な考えとして理解しておくといいと思います。

この1年間、高齢者の分野で家族介護をしている方々の世帯支援の必要性に国が気づき始め、私が座長でまとめたマニュアルがもうすぐ全国に配布されていくと思います。どこかで家族介護をしている人や親を支援していくことが色々な意味で新しい一つの課題になっていると感じており、新たな視点が話題になっていたのを補足させていただきます。

困窮に限定しない広がりがあり引きこもりの方の中から支援が広がっているとお聞きしましたが、そのような認識で理解しておいてもらえるといいと思いました。

(イ) 家計改善支援事業

(グリーンコープ生活協同組合ひょうご 須藤)

家計改善支援事業の実績等を報告いたします。

家計改善支援事業は家計の困りごとを抱える相談者の相談に応じ、家計の視点から相談者の生活困窮から抜け出す支援となります。最終的に相談者自身が将来にわたって家計を自己管理でき、早期に生活を改善することを目指します。

支援実績は、新規相談件数が17件、相談者の内訳は40代が最も多く、職業は無職と年金生活者で過半数を占めていることがわかりました。2022年12月から新型コロナ特例貸付けの償還猶予を希望される相談が増加し、今後も同様の相談件数の増加が見込まれます。

支援実績の集計ですが、こちらは新規相談やその他継続相談の延べ件数となっており、事業開始から延べ相談件数は101件。中身としては自宅訪問、滞納金の支払い同行支援の割合が多く、同行支援は延べ44回行いました。7月より本事業につなげる目的で利用の同意がない段階での相談の同席を始めました。個人情報観点やセンシティブな内容を含むため、同意なしでの同席は可能な限り1回までとすることを確認しています。

滞納金の支払実績は、芦屋市での事業開始から累計で684,829円の滞納金の支払いを支援しました。そのうち公租公課の占める割合は約82.9%で総額568,150円となり、生活困窮者支援を通じて収税に結びつきました。

周知・啓発実績では、保健福祉センターの各種相談窓口への周知を8月末までに終了することができ、9月からは学校等の外部の機関に向けての周知を行いました。

成果として、事業紹介のリーフレットを市役所の関係窓口や保健福祉センター内及び市内の病院に設置しました。保健福祉センター内にて3事業合同のパネル展示を行い、事業紹介リーフレット、家計に関するチラシ3種類を持ち帰り用として準備し、合計83枚持ち帰っていただくことができました。また、お金に関する講座の開催や、県立高校への訪問を行いました。現状と課題を家計の視点から報告することで、支援の視野が広がり、情報共有の精度が向上しました。

課題は、今年度より新たに開始した事業のため、今後も定期的な事業説明の場が必要だと考えています。成人年齢引き下げを切り口として出前講座の提案もしましたが、金融教育の義務化にともない、学校側の必要性はそれほど高いものではありませんでした。しかし、予防的なアプローチは重要であると考えているため、今後も切り口を変える等の工夫をし、学校訪問を継続していきたいと思っています。

また、支援内容については、家計支援ツールの活用について新型コロナウイルス感染症の影響から相談者と一緒に家計表を作成するということが全国的に行いづらい環境だったため、相談者自身の家計への理解度が低くなる傾向にありました。今後は支援も戻していき、家計の理解を引き上げていき、質の高い相談支援につなげていきたいと考えています。

他機関からつながりやすい環境を作るため、今後も継続して周知等を行いながら連携できる関係先を増やしていくことが必要だと考えています。

(平野会長)

吉田委員、弁護士の立場から、家計改善支援事業が始まって何か変化が起こっていると思われませんか。

(吉田委員)

今後、変わっていく傾向にあると思われれます。借金が裁判所の免責で無くなっても、その人の性格が変わらなければ同じことの繰り返しになります。破産の申し立てをするまでは助走期間だと思っており、家計を見直して意識を変えてもらうための助走期間として家計改善支援事業と同じようなことをしています。それをすることで、その方の人生も救われますし、お金を貸して下さっている方にも迷惑をかけるということも減ると思います。

(平野会長)

吉田委員が発言されたように、家計管理を通じて本人が自立し自己管理ができる力の向上のために、弁護士の先生をはじめ、従事している方が集まり話し合う機会はありますか。

(吉田委員)

個別の話になりますので、私自身、特別なノウハウがある訳でもありません。そのため、その人と向き合ってやっていくしかないという状況です。

(平野会長)

新規で展開されていくということで、既存の関連する方との情報交換が必要かと思ひ発言させていただきましたが、何か希望はありますか。

(グリーンコープ生活協同組合ひょうご 須藤)

情報交換ができる機会があればやらせていただきたいです。吉田委員が発言されたように、家計の経済的な更生を目指していくやり方は難しいものではなくて、新しい何かがあるわけでもなく出尽くしているため、それをやらせてもらうだけになります。大切なのは数字ではなく、数字の奥にその人の困窮にいたった背景に切り込んでいかないと数字は変わっていかないと。家計に関わらず、色々な面で情報交換等の交流ができればと思います。

(平野会長)

生活保護を受給されている方にとっても家計を管理していくことは重要な要素だと思います。経済困窮が背景にありますが、新しい枠組みにこの会が広がっていた際に、関係のなかった支援者同士もつながればよかったので、必要があれば提起していただきたいです。

(吉田委員)

関連して、家計は頑張っているが借金がという話になった際に、法的手続き等の情報提供はできますので、支援者の方々の一つの知識を学ぶ場の開催等には弁護士として協力できると思います。

(グリーンコープ生活協同組合ひょうご 須藤)

よろしく申し上げます。

(平野会長)

法的な対応として、非常に重要だと思いますので、是非よろしくお願いします。

権利擁護も関係している部分があると思いますし、関係者が集まって情報交換できる場を設けてもらえればと思います。民生委員の方に勉強してもらおうのも一つの手かだと思います。

(ウ) 就労準備支援事業

(三田谷治療教育院 佐藤)

事前資料5に詳細の数字を記しております。

事前資料6をご覧ください。地域での居場所・役割について、つどい場「くろまつ」を継続して実施しています。概ね月曜日10時頃から1時間程度を28回開催、延べ81名参加されました。参加者からは、「月曜は早起きするようになった」、「人と話す機会が増えた」等の感想をいただいています。評価は、つどい場「くろまつ」のように定期的な通いの場をすることで、少人数ながら本事業者の他者との関わりの機会の増加、外出機会の増加に感じています。課題は、引き続き自立相談支援で関わっている「ひだまりの会」では、親は参加しているが当事者は参加せず会うことができないケースがあるので、どうすれば当事者とつながっていけるかの情報共有を行いながらアウトリーチしていきたいと思っています。

周知・啓発では、継続して自立相談支援事業と近隣の高校・大学へ訪問し、学校側に本事業の対象者像や支援内容の説明を行い、本事業を認知してもらうことに努めました。定期的に学校に訪問することで個別ケースにつながり、在学生へ出前講座をする機会が得られました。自立相談支援事業と協力して本事業の取組を提案、共有することで在学中の生徒につながり、教育分野と福祉分野で連携する場面が増加しました。課題は、今後も継続していくことが大切だと考えていますので、事業内容の周知を継続していきます。

就労支援では、対象者のニーズに応じて畑作業等のプログラムを実施することで、ひきこもりの方が外に出る機会につながりました。また、アウトリーチプロジェクトとして、対象者のニーズに合わせてボランティア体験や就労体験先を4件開拓することができました。評価は、就労に向けた体力づくりや畑作業を通じて他者と関わる機会や参加者の手先の器用さ等のアセスメントの場や家から出にくい方の社会参加の場になっていることです。課題は、対象者の方のニーズに合わせて体験先を切り出しているものの、人手不足となってきたところです。就労体験のニーズが増加してくると職員が同行するため、その他プログラムの実施の人手不足が課題に感じています。

相談支援体制の機能強化では、今後も自立相談支援機関をはじめ、他の機関と連携して支援をしていきます。

(平野会長)

新規開拓先の4件を教えてください。

(三田谷治療教育院 佐藤)

事前資料5に記載している、公益財団法人木口福祉財団、社会福祉法人明倫福祉会愛しや、生活協同組合コープこうべのめーむひろば、社会福祉法人聖徳園です。

(平野会長)

開拓した先との背景があったのでしょうか。

(三田谷治療教育院 佐藤)

つながりは今までもありましたが、就労体験事業としてはつながりを持っておらず、今回、仕事の切り出しということで顔合わせ会を行い、どのような対象者がいてどのような活動ができるのかを共有しました。

(平野会長)

就業体験からさらに展開したところまでは進んでいないということでしょうか。

(三田谷治療教育院 佐藤)

事前資料6に記載のとおり、体験の回数も増えてきており、令和4年度は3件になります。

(平野会長)

体験の先に、実際に就労先が決まるまでには展開されていませんか。

(三田谷治療教育院 佐藤)

就労体験後、めーむひろばでは実際にアルバイトや有償で、とつながったこともあります。

(平野会長)

個々に成果が記載されているので、就労準備支援事業の展開される流れがわかるように資料を併せて作成していただくと、段階的に進んでいく様子が我々も実感できると思います。一度そこで就職されても不安になって戻ってくるケースもあると思いますし、受入先が芦屋市内で広がっていくこともあると思いますので、それぞれの事業の成果や支援後の変化が見やすくなるようにしていただきたいです。困窮にとどまらず、全体で見た際に集約された結果が見やすくなるよう、4月以降のまとめ方について内部で協議してください。

(エ) 地域まなびの場支援事業【非公開】

イ 「こえる場！」(2/2開催)の報告について

(事務局 岡本)

事前資料9をご覧ください。「こえる場！」とは平成29年から行政改革の取組の一貫として始まったもので、地域活動を行う企業団体と芦屋市がつながって何か互いにできることはないかを考えるプラットフォームの取組になります。元々は参集型で70人程度集まっていますが、令和2年からコロナ禍で活動が難しくなり、令和5年2月2日にオンラインで実施しました。就労機会の創出のため、就労体験等の取組について説明し、「こえる場！」参加企業・団体等から前向きなご意見やご提案をいただきました。後日、就労体験について積極的なご意見をいただいた株式会社笠谷工務店とアイザワ証券株式会社の2社へのヒアリングを行い、その内容を裏面に記載しています。

最後に、オンラインの開催については移動時間がなく参加しやすいが、意見交換は対面のほうがしやすいとのご意見をいただいています。今後も情報交換がしたいというご意見もいただいておりますので、取組を共有しながら、活動の推進につなげていきたいと考えています。

実際に、ヒアリングを行った2社について、取組につながった事例がありますので、補足をいただけたらと思います。

(三田谷治療教育院 佐藤)

アイザワ証券株式会社のほうで「寄ってカフェ」のチラシを店舗に置いていただくことになりました。また、4月に「くろまつ」で投資詐欺等のセミナーをしていただく予定です。株式会社笠谷工務店では、3月22日に屋外で音楽のイベントを開催されるそうなので、利用者のかたと参加し、まずはつながりをつくっていきこうという段階です。

(平野会長)

徐々に「こえる場！」の話がありましたが、社会福祉法人聖徳園や生活協同組合コープこうべが作業の切り出しにご協力いただいているようで、「こえる場！」の始めからのメンバーなので心強いと思いました。

ウ 居場所の現状分析プロジェクトの取組報告について

(三芳委員)

事前資料10をご覧ください。こちらのプロジェクトは委員の方や関係機関の皆さまと一緒に展開している取組となっており、合計3回開催しました。前半は居場所の共有というこ

とで、市内の居場所の共有と居場所を求めている対象者像の洗い出しをしました。その上で見学会という形で委員の方々に実際に見て学びました。市内だけではなく、市外のひきこもりの方の居場所も見学させていただきました。それを受けて3回目の開催では、改めて居場所の現状分析と求められるもの、今後のプロジェクトの在り方について検討をしました。

見学からの考察として、居場所は2つのパターンがあると考えました。一つ目は、どの分野でも居場所が求められており、障がい分野でも居場所づくりをテーマに1年間展開してきました。各分野でも居場所が求められてきている中で、多世代交流ができないかという共有化の意見がありました。二つ目は、それぞれの特性に合わせた居場所の創設です。社会参加や社会的孤立からの脱却では、一定の謝金等が発生する仕組みづくりが求められています。その中でも段階に適した居場所の創設ということで、手厚いフォローが必要な段階や、参加していた方が将来的には運営を担ってもらう展開も考え、最終的に居場所プロジェクトとして考えた3つ視点が「居場所の周知」「共有」「創設」です。他分野横断の居場所プロジェクトには効果があると思っておりますので、継続していきたいという意見があります。居場所プロジェクトを通して各分野における居場所を共有し、オープンできる居場所は各ツールで周知していくことで、地域と共に居場所を展開していきたいと考えています。

(平野会長)

報酬が得られる居場所は、そこでアルバイトができるというイメージでしょうか。

(三芳委員)

「めーむひろば」のような形で、そこで作業することで報酬を受けられる仕組みがやりがいにつながると考えています。

(平野会長)

今後発展が望まれるプロジェクトの一つですが、いかがでしょうか。

(杉江委員)

私自身、若者相談をしてきましたが、別の社会貢献をしていると他分野での居場所も思いも様々ですので、どうマッチングしていくのか、ピックアップの難しさが今後求められていくと感じました。

居場所を作るのが大変で、居場所ができれば人は集められると思っていました。東山手高齢者生活支援センターで開催された「さくらカフェ」に行く機会がありましたが、お茶を出す方は若いボランティアの方で、客として来られる方は高齢の方が多く、若いボランティアの方とお話することで多世代交流ができるという場面がありました。もう少し身近な場所に居場所ができればいいなという感想です。

(平野会長)

プロジェクトの今後の方向性はありますか。

(三芳委員)

今後も集まり続けたいという意見をいただいていますし、情報の共有だけではなく創設の意見出しも進めていきたいので、継続していけるのであれば今後についても話し合いを始めていきたいと考えています。

(平野会長)

三芳委員は続けたほうがいいと思いますか。

(三芳委員)

障がい分野でもホットな課題ですので、続けていきたいと考えています。

(平野会長)

つどいの場立ち上げマニュアル発行のために、全国20数か所のつどいの場のヒアリングを行いました。一般的な認知症カフェだと1週間や月に1、2回の開催となるため、常設で開かれていると行きやすいなどの情報収集や、男性介護者をターゲットにした視点も含めた

居場所の立ち上げと運営マニュアルが3月末には発刊されます。

来年度から都道府県での介護者支援研修の実施が推奨され、本格的に実施されることになり、居場所やつどいの場をどのように確保していくかが議論になります。各分野で横断的になりつつあり、認知症カフェは包括で半数以上手伝いをされていますので、今後とも事業所自体が居場所づくりを支援していく取組を是非芦屋でも進めていただきたいと思います。

エ 生活困窮者等支援プラットフォーム整備事業補助金の申請団体について (事務局 横道)

こちらの補助金は、コロナ禍における物価高騰等に直面した現在において、新たな支援層の顕在化や孤立・孤独問題の深刻化等、従来の支援ニーズよりも多様化している現状を踏まえ、民間団体等、様々な機関と連携を深め、支援者の支援環境の整備を行うことで、生活困窮者支援の充実を図るため、事業量の増加が見込まれる団体等へ一定の活動費を支援するもので、本市においては、令和4年6月より実施しています。

前回の推進協議会において2団体の助成の承認をいただいておりますが、その後、新たに2団体より申請があり、内1団体については事前照会という形で書面にて委員の皆様にお諮りさせていただき、結果、皆様より承認をいただきましたので、ご報告申し上げます。

今回は、もう1団体の申請について、提案させていただき、書面にて承認をいただいている団体につきましても、併せてご説明申し上げます。

まず、先日承認をいただきました、社会福祉法人あしや聖徳園についてです。こちらの団体は東山手圏域の地域包括支援センターの業務を所管されており、地域福祉に関しても積極的に取り組まれている法人です。朝日ヶ丘町にあるコミュニティスペースふらっとにて多世代共生型カフェである「さくらカフェ」を実施されております。こちらは、山手圏域に位置しており、比較的金銭的なゆとりがあると思われている層が多い一方で、生活困窮にかかる支援ニーズは年々増加傾向にあります。また、朝日ヶ丘町は、マンションが多く近隣での見守り体制が脆弱であることや、市内で町人口が最も多い町ですが、居場所が少なく生活困窮者の行き場がない等様々な地域課題を抱えています。そのような背景から、多世代共生型カフェを実施し、生活困窮者や就労困難者等地域住民が主体的に交流や共生、居場所づくりを創出していくことを目的に活動をされています。飲み物やお菓子を食べながら、話をする居場所の機能に加え、専門機関や地域包括支援センターの職員による相談も随時受けられるような内容となっています。参加者数の推移ですが、令和3年度中は、平均7名だったところ、令和4年度は平均11名と、支援ニーズの増大も確認できています。

続きまして、今回提案するわいわい食堂について説明します。陽光町の市営南芦屋浜団地集会所にて地域食堂を実施されておられます。高齢者や子どもの孤立・孤独を防止するために、食をきっかけとして、地域とのつながりづくりを目的に活動を始められました。潮見圏域は、市内では、生活困窮に関わる相談が比較的多い傾向がみられる地域です。また、この食堂は、母子世帯や経済的に困窮している高齢者の利用が多くあると聞いています。活動を長く続けておられるため、地域食堂としての認知が高く利用者が増加していますが、生活困窮世帯分は取りおく等、配慮をいただいています。この補助金を開始した当初に市内の地域食堂へ利用についてヒアリングを行ったところ、地域で支え合う中で、活動自体は成り立っているため、活動費用の助成は不要とのことでしたが、物価高騰が続く中、他の地域食堂とのつながりで、再度本補助金をご紹介いただき、申請に至りました。食事提供数の推移ですが、令和3年度中は平均39食だったところ、令和4年度は平均68名と、支援ニーズの増大も確認できています。以上が、申請団体の説明となります。

(平野会長)

社会福祉法人あしや聖徳園のさくらカフェはすでに承認いただいておりますが、わいわい食堂についてよろしいでしょうか。令和4年度が平均して68食ということで立派な結果だと思います。この活動についてご存じの方はいらっしゃいますか。

(山の子会 若林)

わいわい食堂さんとは、我々が地域の食堂をしていた頃から交流があり、情報提供等で協力をいただいております。今後も是非応援していきたいと思っています。

(平野会長)

このような場で相談事があり、制度につながったという記録等は取られておられますか。

(事務局 横道)

記録等は取っていないと聞いています。困窮されている方へのアプローチ方法についてどうしていいか悩んでいる様子でした。

(平野会長)

社会福祉協議会さんはいかがですか。

(社会福祉協議会 三谷)

実際に食堂から困窮の窓口には直接ではなく、社会福祉協議会の地域福祉係が積極的に向かい、フードドライブ提供会を地域福祉係がしておりますので、気になる世帯に関してはつながってきています。

(平野会長)

こども食堂系の団体の取組状況のリストなど、一覧でご紹介いただければと思います。フードドライブの流れやバックアップする中での展開、全体として地域につながりが生まれているということが見える資料作りをお願いします。

(針山委員)

フードドライブで食品提供した後の食材の活用方法について、提供いただいた方向けに礼のビデオも用意しております。

(平野会長)

丁寧な整理はありますが、今後、様々な機関に困窮を伝える機会がありますので、全体像が見える様な工夫をしていただくようにしてください。

(2) 協 議

ア 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会（意見交換会（12／15開催））の報告について
イ 多機関協働推進委員会への改編案について

(事務局 吉川)

事前資料12をご用意ください。これまでもご報告しておりましたが、本市では令和4年度から重層的支援体制整備事業を本格実施し、令和4年12月に実施計画を策定しました。1ページが概要となっております。2ページ目に本計画の中での各取組のポイントを記載しております。「(1)多機関協働の体制整備」では、個別支援をベースにしつつ、参加支援や地域づくりを意識して多機関が協働する体制を進め、生活困窮の枠では収まりにくく広がりが求められていることを踏まえて、この協議会も含めてどのような体制がいいのかを記載しています。「ア)多機関協働推進委員会の設置」「イ)総合相談連絡会のリノベーション」では、本協議会を改編することにより、生活困窮の範疇を広げ、多機関が協働して様々な課題の解決に協働していくことができるよう、相談支援、参加支援、さらに地域づくりを考えながら協議ができるような場を作っていきたいと考えています。以下、イ、ウに関しても様々な会議体のリノベーションや、これまであったものの機能強化をして多機関協働を進めていきたいと考えており、4ページ目は個別支援からの課題抽出、6ページ目は参加支援の場づくりの取組、8ページ目は地域の社会資源やつながり等を生かした地域づくりの推進ということで、多機関協働の体制整備を進めていく中での視点や方向性を示しておりますので、多機関協働推進委員会の中で進捗等のご報告をさせていただきながら、全体を進めていけるような場になることを考えています。令和4年12月に多機関協働に向けた困窮の意見交換を実施しましたので、

グループワークのまとめをご報告させていただきます。

(事務局 横道)

事前資料13をご覧ください。当日は3グループに分かれて意見交換を行いました。まとめとして、「やりたいこと、できたら良いと思うこと」は、障がいのあるひきこもりの人、若者の不登校の人、孤立しがちな中高年男性に対する支援手法として、気軽に参加できる趣味をテーマにした居場所づくり、報酬を得る機会の確保、医療機関未受診者の受診支援、フォローなどの意見がありました。「関わってほしい機関、人」は、教育部門関係者、まちづくり、コミュニティデザイナー、イベン企画者等の意見がありました。「新たな情報、取組につながるアイデア」は、「こえる場！」等の企業と連携した就労体験、居場所づくり、市内のおしゃれなカフェを居場所に活用等の意見がありました。「その他意見」は、引きこもりの人の発見が難しい、予防的取組を考えたい、自身の業務の中での意識的な関わり等の意見がありました。全体を通して、居場所に関する意見が多かったように思います。

(事務局 吉川)

事前資料14の芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱(案)をご覧ください。まず、会の名前について多機関協働を推進していくことを目的として「多機関協働推進委員会」に変更しております。また、設置の目的ですが、従来は生活困窮を中心としておりましたが、今後は重層的支援体制整備事業の進捗管理及び評価を実施するとともに、相談支援と参加支援のつながりを中心に地域づくりを意識しながら一体的に進めていくことから、所掌を広げています。第3条ですが、意見交換会でもありましたが、子どもや教育部門等とも連携をしていきたいというご意見がありましたので、委員として参画いただく方の範疇を広げています。第7条の専門部会では、生活困窮者自立支援推進協議会は専門部会に継承して実施していきたいということで記載しております。多機関協働と言いながらも、生活困窮では困窮の課題が別途あると認識しておりますので、困窮に関して専門的に取扱う専門部会というものを設置し、継続して困窮を中心に議題を置いた委員会を続けていけたらと考えています。第8条のプロジェクトチームは、気軽な形で課題があった際に関係する人で協議ができるような場として新たに設置しております。

(平野会長)

ご意見いかがでしょうか。

(吉田委員)

意見ではないのですが、第3条2項に記載の市民参画活動支援団体関係者とは、具体的にはどのようなイメージでしょうか。

(事務局 吉川)

まだ打診していないので具体例はお出しできませんが、ボランティアの育成等の市民活動を応援されている先が入ることで、ボランティアや地域活動に関心がある方々の視点も入れることができると考えているところです。

(吉田委員)

ボランティアを主導している支援している団体のイメージでしょうか。

(事務局 吉川)

そうです。

(平野会長)

実際の活動団体ではなく、その団体を支援するということで、専門的に言えば中間支援組織と言います。

今回、プロジェクトチームを立ち上げて幅広く取り上げられる場を設けてもらいました。その場合、第2条の「次に掲げる事業を所掌する」に困窮は残さなくていいのでしょうか。後ろで困窮の名前を残すのは要綱上無理があるのであれば、所掌で残したほうがいいのではと思

いますが、判断はお任せします。

(事務局 吉川)

どのような形で残せるのか等、内部の法制と相談させていただきます。

(平野会長)

ご検討ください。皆さんのご負担は増えるかもしれませんが、いくつも委員会が増えるよりは良い形かと思います。通常あるものを新しい政策で広げていくことについて中山部長から何かありますか。

(中山委員)

通常珍しいと思いますが、社会福祉法の改正以降の複雑化もあり、生活困窮者は対象者が横断的ですので、広がりの中でこのような形で引き継いでいく必要があると思います。

(平野会長)

福祉行政全体を預かる身としてはそのような選択もあると思われませんか。

(中山委員)

はい。

(平野会長)

皆さん、ご承認ということで引き続きよろしくお願ひいたします。

では、最後の議事に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

(事務局 吉川)

当日資料をご確認ください。令和5年度に新たに実施する事業についての資料となります。居場所や就労準備で様々な活動をしていただいているところから、就労準備には至らずとも社会とのつながりを持っていたいという方の需要や、人手不足というご報告もあったかと思ひます。それを受けまして、就労準備に特化するのではなく幅広く社会とつながりがもちにくひ方がつながっていくきっかけ作りとなるように、社会参加推進事業を重層的支援体制整備事業の中の一つとして新規で取り組んでいきたいと思ひているものになります。

参考として、「寄ってカフェ」や「くろまつ」を載せていますが、就労準備支援事業と一体的に実施していきたい事業があるということでご報告いたします。

また、若者ケアラー支援ヘルパー等派遣事業については、18歳未満のヤングケアラーについては国の事業実施が進んでいる一方で、18歳を超えた人については具体的な支援がない状況です。具体的にこの事業の利用者を把握できているわけではありませんが、18歳以上30代の方々が若者ケアラーと呼ばれる世代かと思ひますので、そのような方々の負担軽減や自立支援に向けて、何かしらの手立てがないと相談もいただけないということで全額市負担の事業ということで実施いたします。

(平野会長)

来年はこの実績をお聞かせいただけるということでよろしいでしょうか。

(事務局 吉川)

社会参加推進事業は就労準備支援事業と一体的な実施となりますので、どのような形でお示しできるかは分かりませんが、ご報告いたします。若者ケアラー支援ヘルパー等派遣事業につきましても、利用者の方がいらっしゃれば何かしらの形でご報告いたします。

(平野会長)

社会参加推進事業の委託先はどうなりますか。

(事務局 吉川)

就労準備支援事業と一体的に思ひておりますので、三田谷治療教育院にお願いしたいと思ひております。

(三田谷治療教育院 中野)

この社会参加推進事業を受託するわけですが、非常に重いものと受け止めています。社会と

つながりを持ちにくい方がターゲットとなってきますが、その方々へどのような形でこの事業を周知していけるかが課題となってくると考えています。積極的に周知啓発していけるようにネットワークを軽くし、地域福祉課と連携してなんとか形づくって行きたいと思っています。一体性を重く受け止め、いい形で終結したものだけではなく、生活困窮全般の課題でもあるお金をもらえば終了等の頓挫したケースについてもストーリー性で考えていけたらと思います。

(平野会長)

心強いお言葉ありがとうございます。ネット上に社会参加の場を作る人もおられますし、そのようなところからつながっていくというルートもあると思うので、今までにない大胆さがあってもいいと思います。三芳委員が仰っていたプロジェクトチームのバックアップを得ながらやっていくのもいいと思いますし、皆さんで応援していきたいですね。

若者ケアラー支援ヘルパー等派遣事業は、18歳未満の方でこの事業に申し込まれた場合は先行する他の事業へ移るイメージでしょうか。

(事務局 吉川)

18歳未満の方は取り扱う法律があり、事業の枠組みがありますので、そちらで使っていたくことを想定しています。

(平野会長)

18歳未満のサービスの利用者で、回数を更に増やしたいという方は利用できないということでしょうか。

(事務局 吉川)

基本的に18歳以上という枠組みがありますので難しいです。回数が足りないということであれば、そちらの枠組みの回数を検討いただき対応いただくこととなります。要綱上は年齢を明記しつつ、「必要があると認められるかた」という形にしておりますので、その方の年齢で区切るということができるだけないように取り扱っていきたいと思っています。

(平野会長)

ダブルケアのように、例えばお子さんが小さいと30歳代の女性で介護保険の要件はいけますが、そのような場合も引き受けられるということでしょうか。

(事務局 吉川)

支援する対象者をどこに置くのか、子育ての方がいいのかこちらの方がいいのか、その方の特性や抱えておられる環境によると思いますので、子育て部門と連携しながら検討していくことが適当だと考えています。

(平野会長)

潜在的なニーズを掘り起こすマーケティング的なものとしていいのではないかと思います。

これで議事は終了しましたので、事務局にお返しします。

(事務局 吉川)

本日は、様々なご意見をいただきありがとうございました。

新たな事業も始まりますので、新たな体制でも引継ぎ取り組んでまいります。

委員の皆様におかれましては本日が任期最後の委員会となります。オンラインの会議等、様々なご不便をおかけいたしましたが、ご協力をいただき誠にありがとうございました。

来年度以降の委員につきましては、各団体様にご依頼させていただきますので、引き続きご協力いただけたらと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

(平野会長)

それではこれにて閉会します。

閉 会